

新宿区個人情報保護条例（抜粋）

（本人収集及び利用目的明示の原則）

第 5 条 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次に掲げる場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令及び条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(4) 交渉、争訟、人事管理、指導、相談等の事務を行う場合において、当該個人情報を本人から収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(5) 出版、報道等により当該個人情報が公にされているとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、新宿区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項第 3 号の規定に基づき個人情報を収集したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、当該通知により、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

4 第 1 項の規定にかかわらず、実施機関は、次に掲げる場合においては、本人に対し、その利用目的を明示しないで、個人情報を収集することができる。

(1)から(4)まで 略

（目的外利用の制限）

第 11 条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(4) 区民の福祉の向上を図るため、法令等及びこれらの委任を受けた規則等の定めに基づき適正に業務を執行するとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項第 2 号から第 5 号までの規定に基づき保有個人情報を利用したときは、実施機関が定める事項を記録し、区民の閲覧に供さなければならない。

4 実施機関は、第 2 項第 3 号の規定に基づき保有個人情報を利用したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、当該通知により、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りで

ない。

- 5 実施機関は、第 2 項第 3 号の規定に基づき保有個人情報を利用したときは、速やかにその事実を審議会に報告しなければならない。

(外部提供の制限)

第 12 条 実施機関は、保有個人情報を区の機関以外のものに提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保有個人情報を区の機関以外のものに提供することができる。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

- (2) 法令等に定めがあるとき。

- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めるとき。

- 3 実施機関は、前項第 2 号から第 4 号までの規定に基づき保有個人情報を提供したときは、実施機関が定める事項を記録し、区民の閲覧に供さなければならない。

- 4 実施機関は、第 2 項第 3 号の規定に基づき保有個人情報を提供したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、当該通知により、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

- 5 実施機関は、第 2 項第 3 号の規定に基づき保有個人情報を提供したときは、速やかにその事実を審議会に報告しなければならない。